

第 61 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 61 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 5 年 7 月 19 日（水） 15：30～16：41
会場：農林水産省 消費・安全局第 2 特別会議室
（本館 4 階ドア No. 本-467、W e b 会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・最近の牛海綿状脳症をめぐる情勢について
- ・牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について（諮問）

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料 1－1 牛海綿状脳症（B S E）をめぐる情勢について

資料 1－2 第 90 回 O I E 総会の報告

資料 2 諮問文

- 資料 3－1 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針等の見直しについて（案）
- 資料 3－2 B S Eサーベイランスの対象となる牛について（案）
- 資料 3－3 B S Eに関する O I Eコードの改正概要（サーベイランス・疫学関連牛について）
- 参考資料 1 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考資料 2 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- 参考資料 3 牛海綿状脳症対策基本方針

午後 3 時 3 0 分 開会

○沖田動物衛生課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第61回家畜衛生部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は本日、この部会の事務局を担当いたします、消費・安全局動物衛生課長の沖田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡の方から御挨拶を申し上げたいと思います。

安岡局長、よろしくお願いいたします。

○安岡局長 皆さん、こんにちは。

本年 7 月 4 日付けで消費・安全局長を拝命しました安岡でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

今ほど司会の方からもありましたけれども、委員の皆様方、お忙しい中、本当にお時間を頂いて、そして御出席も頂いて、大変ありがとうございます。

開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

本日の家畜衛生部会の議題である牛海綿状脳症、B S E については、皆さん御存じのとおり、2001年に国内で 1 例目を確認されてから20年以上既に経過をしているというところでございます。

国内ではこれまで36例の発生が確認されておりますけれども、特定危険部位、S R M の部位の除去や、餌の規制、飼料規制、そして検査体制の確立など、様々な対策を皆さんの御協力の下実施することによって、2002年生まれを最後に国内での発生はないという状況を実現しているところでございます。

我が国は2013年 5 月の O I E の総会において、「無視できる B S E リスクの国」という形で認定をされております。

こうした中で本日の話題ですけれども、本年 5 月に開催された O I E の総会において、B S E に係る国際基準、コードの改正が行われたということでございます。この改正によって、B S E に関するサーベイランスに関する基準、さらには B S E の疫学関連家畜の範囲、すなわち S R M の範囲が見直されたということでございます。

この改正を受けて、我が国においても B S E に関するサーベイランスの対象、すなわち

検査をする死亡牛の範囲を見直すということが必要になっておりますので、関係の省令、さらには防疫指針について所要の改定を行いたいということでございます。

このため、本日の部会においては、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針、これの一部改正について部会に諮問をさせていただければというふうに考えております。

本日はウェブも使ってでの開催ということでございますけれども、委員の皆様方においては専門的な見地から忌憚のない御発言、そして御意見を頂ければと、さらには活発な御議論を頂ければというふうにお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

安岡局長におかれては、業務の都合上、ここで退出をさせていただきます。申し訳ございません。

また、報道関係者の方へのお知らせでございます。冒頭のカメラ撮り、写真を撮られる方はここまでということになっておりますので、撮影の方は御退出をお願いをいたしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、この家畜衛生部会でございます。委員の数は19名でございます。本日はウェブでの参加の委員の方も合わせまして、13名の委員の先生に御出席を頂きます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数3分の1以上の定足数を満たしていることを御報告をさせていただきます。

続きまして、本日、出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

まず、消費・安全局審議官の熊谷でございます。

○熊谷審議官 熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 それから、私は動物衛生課長、沖田でございます。

そして、隣が国際衛生対策室長の松尾でございます。

○松尾室長 松尾でございます。よろしくお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 家畜防疫対策室長の大倉が後ほど参加をいたします。

続いて、動物衛生課の防疫企画班の課長補佐でございます加茂前でございます。

○加茂前班長 加茂前です。よろしくお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 本日は、この事務局で議事を進行していきたいというふうに思っております。

また、ウェブを併用しての開催となりますので、ウェブ参加の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料は一式、議事次第、委員名簿に加えまして、資料1として、最近の牛海綿状脳症をめぐる情勢について、そして、本日の諮問事項である牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等についてに関して、資料2及び3がございます。

お手元に届いていない資料、落丁等ありましたら、事務局の方にお申出を頂きたいと思っております。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、柚木部会長をお願いをしたいと思います。

柚木部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○柚木部会長 皆さん、どうも御苦労さまでございます。柚木でございます。

これからしばらく議事の進行の方を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。最初の議事でございますけれども、今ありましたように、最近の牛海綿状脳症、BSEをめぐる情勢についてということで、まず事務局の方から御説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加茂前班長 それでは、私から説明させていただきます。

BSEをめぐる情勢ということで、資料1、御覧ください。

まず最初に、BSE対策の概要について御説明いたします。

BSE対策は、主に農水省所管のものと厚生労働省所管の二つの柱がございまして、農林水産省所管の部分は生産農場における対策、厚生労働省所管の部分についてはと畜場における対策ということになっております。

内容といたしましては、農林水産省での対策については二つございまして、一つ目が飼料規制、（資料1－1を示し）こちらの部分です。もう一つが死亡牛等のBSE検査、（資料1－1を示し）こちらです。実際、検査の内容といたしましては、一般死亡牛96か月齢以上の死亡牛の検査、起立不能牛48か月齢以上の検査、あとは特定症状を呈した牛、全月齢の検査を実施しております。

一方で、と畜場における検査につきましては、神経症状等を呈する24か月以上の牛について検査を実施しているという状況でございます。

続きまして、BSEステータス及び各国のBSE対策について御説明いたします。

OIEは加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階、具体的に申し上げますと、「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」の三つに分類してございます。

我が国は、2013年5月にBSEのステータスの最上位である「無視できるBSEリスク」に認定されております。

BSEステータスを維持するためには、毎年OIEへ飼料規制の状況、サーベイランスの結果等の提出が必要となっております。こちらは単年度のポイント数になるんですけれども、7年間で15万ポイントが必要になってくるということになっております。

一方で、主要国におけるBSE対策の概要です。こちらがその内容になるんですけれども、米国とEU、お示ししております。主に日本と違う点だけ御説明させていただきます。

BSE検査につきましては死亡牛が、米国においては30か月齢以上の高リスク牛の一部を検査対象としております。

EUでは、48か月齢超の高リスク牛、全頭のサーベイランスを実施しております。

一方で、SRMの範囲なんですけれども、こちらもちょうと各国違ってございまして、米国においては30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、目、背根神経節がSRMとなっております。

一方で、EUにおいては、小腸の後ろ4メートル、盲腸、腸間膜、12か月齢超の頭蓋がSRMとして指定されているという状況です。

下の段にいつていただきまして、肉骨粉の取扱いについてです。こちらは日本とEUは同じなんですけれども、アメリカにおいては30か月齢以上の牛由来の脳、脊髄等について、豚、鶏に給与が禁止されているという状況です。

最後、月齢の判別方法なんですけれども、日本とEUはトレーサビリティシステム、米国は歯列による判別を実施しております。

世界のBSE発生件数の推移です。発生のピークは1992年で、BSE対策の進展によりまして発生頭数は大きく減少してきているという状況でございます。

直近の状況を御説明させていただきますと、今年2023年は現時点で6頭の確認、BSEが確認されておりますが、この6頭は全て非定型のものでございます。

一方、2022年の発生はゼロだったんですけれども、2021年の発生は全部で10頭確認されてございまして、そのうちのこの英国、イギリスの1頭だけが定型のものでございました。

定型、非定型の区別につきましては、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、我が国におけるBSEの発生状況について御説明いたします。

こちらの上の表を御覧ください。年次別の報告頭数なんですけれども、2001年に初めて確認をされて以降、徐々に頭数が増えていきまして、2006年をピークに徐々に減ってきているという状況です。2009年が最終確認となっております、この9年間で36頭の発生が確認されたという状況でございます。

感染牛の出生年次別頭数を御覧ください。こちらについては、1996年生まれと2000年生まれが突出して多いという状況になっております。

2001年10月に、法律に基づく飼料規制を開始いたしまして、2002年1月生まれの牛を最後に、国内で生まれた牛でのBSEの発生報告はないという状況でございます。

一番下、御覧ください。1995年から96年生まれの牛の感染原因につきましては、共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられますが、合理的な説明は困難ということにされております。

また、1999年から2010年生まれの牛のうち、1995年から96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるというふうに報告されています。

次のページ御覧ください。

最近のBSE発生状況について御説明いたします。令和3年1月以降、直近で13例発生しておりまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、2021年9月イギリスで発生したもののみ定型で、それ以外のものは全て非定型ということになっております。

次のページ御覧ください。

我が国におけるBSEの発生事例について御説明いたします。こちらの表、ちょっと記載がないんですけれども、発生日は全て平成になってございますので御注意ください。2001年の9月から2009年の1月までで計36頭の発生がございました。

非定型は8例目と24例目の2例で確認されております。それ以外は全て定型でございました。

次のページ御覧ください。

BSEの検査対象月齢の変更の経緯です。まず農場、下の段から御説明させていただきます。農場につきましては、特定症状牛については平成13年10月から全月齢を対象にずっと継続して検査をしております。

次の段の起立不能牛につきましては、平成15年の4月から24か月齢以上を対象に検査を

しておりましたが、平成27年4月に48か月齢以上を対象に検査を実施しているという状況でございます。

一番下、一般的な死亡牛につきましても、平成15年4月から24か月齢以上を対象に検査を実施しておりまして、平成27年4月に48か月齢以上を対象とし、さらに平成31年4月に96か月齢以上を対象として検査を実施するという形で変更させていただいております。

一方、と畜場の方を御覧ください。症状牛、ここにつきましては農場における起立不能牛に相当するものですが、こちらについては、平成13年10月から全月齢を対象として検査を実施しておりました。平成25年7月から24か月齢以上を対象として、現在も検査を実施しているという状況でございます。

最後、と畜場における健康牛についてです。こちらは平成13年10月に全月齢を対象に検査を実施していたところですが、平成29年4月から検査を実施していないという状況でございます。

次のページ御覧ください。

定形BSEと非定形BSEの違いについて御説明いたします。こちらの右上の図を御覧いただければと思います。こちらがウエスタンブロット電気泳動法の泳動パターンをお示しした図になります。この左側が通常のBSE、右側は非定形のBSEになります。非定形はH型とL型の二つがございまして、H型が通常のBSEより分子量が大きいもの、この部分ですね。L型が通常のBSEより分子量が小さいものになります。

下の表を御覧ください。定形型BSEにつきましては、原因がBSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取というふうに言われております。潜伏期間につきましては、平均期間が5から5.5年。

一方で、非定形BSEにつきましては定形BSEとは異なるパターンを示すBSEとして定義されておりまして、原因が孤発性の発生であることが示唆されております。こちらにつきましては、ほとんどが8歳齢超で確認されているという状況です。

あわせて、非定形BSEにつきましては、実験レベルでは経口摂取による感染が確認されておりますが、適切な飼料規制によって感染経路の遮断は可能というふうに言われております。

次の2ページは参考にお付けしている資料ですので、適宜御覧ください。

私からの説明は以上です。

○沖田動物衛生課長 続きまして、今年の5月に行われましたOIEの総会に関する御報

告をしたいと思います。

先ほど局長の挨拶の中にありましたとおり、B S Eのコードの改正されたものが採択された総会でございます。全体像を御報告の資料として御用意をさせていただきましたが、B S Eのところを中心に御説明したいと思います。

5月にフランスにおいて、3年ぶりの対面開催ということで開催をしたものでございます。通常、総会はコードの改正の議論とか、それから活動、これまでの活動あるいはこれからの活動について報告をして加盟国の了承を得るとというのが通常の総会の運営なんですけれども、今年は鳥インフルエンザが世界的に感染が広がったということから、特別に鳥インフルエンザに関する専門家によるフォーラムというのを冒頭、時間を取って開催をしたというのがこれまでとはちょっと違う開催でございました。その点につきましても、資料の方に入れさせていただいておりますので、後で御覧を頂ければというふうに思います。

その上で、通常の総会の議題が並びまして、その中のコード委員会の活動報告というところの中でB S Eのコードの改正について議論が行われました。

結果から言いますと、加盟国からコメントを受けて、採択前に軽微な文言修正はありましたけれども、改正コードは賛成多数により採択をされたところです。賛成多数と言ったのは、一部の国に反対や棄権がございました。

主な改正の内容でございます。これはもともとこの改正につきましては、もう2018年、19年ぐらいからコードの改正が必要だということですからずっと議論をしておったところですが、きっかけとなりましたのは、やはり先ほど世界の発生状況で見ていただきましたけれども、ピークのときから比べると、もう世界全体で数頭から10頭とか、その程度の発生しかないという状況で、これは感染のテールエンドというふうに専門家は議論していたんですけれども、もう発生が一番最後のところという、そういう状況にある中で、これまでのコードで果たしていいのかということから全面的な見直しを目的にして、改正の議論が進められてきたところでございます。

その中で、まずは大きな主眼として、まず①として、非定型B S Eを非リスト疾病化。これはO I Eのリストに載せるには、このリストに載る要件を満たしているかどうかというところをきちんと議論をして、科学的なデータ、根拠を示して、これはその要件を満たしているのでリストに載せておきますということでリスト化するんですけれども、非定型のB S Eにつきましては、そのリスト要件というものにもう合致しなくなっているということから、専門家のそういう判断がございまして、発生ごとにO I Eに通報する義務のあ

るリスト疾病からは非定型BSEは除かれたというところでございます。

ただし、ステータス、各国がOIEから公式に認定を受けているステータスの年次報告更新ですね。年次報告のところでは、引き続き非定型BSEの関連情報についてOIEに報告をし、OIEは情報収集するということになっております。全く誰も知らない状態になるということではなくて、ステータスを取っている国については、非定型BSEについてもきちんとOIEの方に報告をするということになってございます。

それから、この特定危険部位、SRMにつきまして、科学的な知見に基づいて見直しを行ったということでございます。

管理されたリスクの国につきまして、SRMから扁桃ですね。これまで全月齢の扁桃をSRMとしておったところですが、扁桃についてはSRMから除外するというところがSRMについての改正ということになってございます。

それから、9ページ目にいっていただきまして、BSEサーベイランスの変更でございます。これが今日の議題と関わってくるところでございます。

BSEのサーベイランスにつきましては、1990年代という最もBSEが多発、それも定型のBSEが多発していた状態、この状態において、適切なサーベイランスがどのようなものだろうかという統計、疫学的な検討を加えた上で、現在のサーベイランスシステムというものができていたわけですが、この中で牛の年齢と臨床区分、これは健康と畜牛であるとか、死亡牛であるとか、そういった区分に応じて、1頭当たり何ポイントというポイントを与えて、そのポイントを積算して全体で何ポイント以上必要であるという、いわゆるポイント制のサーベイランスということでやってきました。

これは、ポイントを何ポイント集めなければいけないかというのは、その国の牛群の大きさに応じて決まっております。成牛が100万頭以上の場合には、無視できるリスクの国となるためには、7年間で合計15万ポイントを集めなければならないと、こういうのがこれまでのポイント制のサーベイランスシステムでございました。

その改正によりまして、このポイント制を見直しました。まず、この月齢区分というものについて、これを設ける意味が余りもう薄れてきているということから、月齢区分は設けずに、下にあります①から④の牛、これはBSEのリスクが大きな、高いと思われる牛群、集団というところで、こういったところにサーベイランスを集中していこうということで、そういう見直しをしたところです。①から④の牛というのは、まず①が異常行動又は神経症状を呈する他の原因に起因する可能性を否定した上で、治療に反応しないBSE

の特定症状を呈する牛、いわゆるBSE特定症状牛というものでございます。

2番目が横臥が他の原因に起因する可能性を否定した上で、BSEを疑うに足る病歴を有する起立不能牛。起立不能牛ですが、ただ単なる起立不能牛ではなくて、やはりBSEを疑う起立不能牛。

3番目として、と畜場での生前検査において、異常行動又は神経症状を示す牛というものの。

それから、4番目として、死亡牛ですが、単なる死亡牛ではなくて、他の原因に起因する可能性を否定した上でBSEを疑う死亡牛ということで、BSE牛がいそうなところを重点的にしっかりと見るということを主眼として見直しをしております。

また、ポイント制をやめて、どの程度のサーベイランスが必要かということについては、その国のステータスに応じてリスクベースで各国が判断をするということで、BSEのサーベイランスの量についてもポイントをやめてリスクベースに移していくということで、よりターゲットを絞ったリスクに応じたサーベイランスに見直すということで、コードの見直しが行われたところでございます。

これにつきましては、我が国のBSEの検査対象牛、先ほど加茂前の方から説明をいたしました現行の一般的な死亡牛が96か月以上、起立不能牛は48か月以上、特定臨床症状牛が全月齢という、この現在のものにつきましても、今回の改正コードを踏まえて、適切なBSEサーベイランスを実施するために、今般、家畜伝染病防疫指針、それから関係する省令等の見直しを行いたいということでございます。

その他、コード、それからOIEが行う公式ステータスの認定等、総会に関する関連情報がこの資料1-2の中に入っておりますので、お時間のあるときに見ていただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

○柚木部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、委員の皆さんの方から御質問等があれば、お聞きをしたいと思いますがいかがでしょうか。岩丸先生、お願いいたします。

○岩丸臨時委員 岩丸です。御説明ありがとうございました。

先ほどポイント制をやめて、リスクに応じて各国の判断でというような説明があったと思うんですけども、もう少し詳しく教えていただけますか。もう、何頭やるとか何ポイントとかいうのは一切やめるという理解でよろしいのでしょうか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

御理解のとおりです。ポイント制がなくなりまして、何ポイント集めなければならないというのはございません。

ただし、やはりこのサーベイランスの見直しの基本方針が、やはり疑わしいものについてはしっかりとサーベイランスをする、そちらに集中するということでございますので、例えばBSEの特定症状を示す牛、こういったものについては、きちんとカバーをするという。トータルの頭数を何頭にしなければいけないというものはございませんが、そういった疑わしいものはきちんとサーベイの対象とするということについては、規定をされておるところです。具体的な数字については、また各国がリスクに応じて自分たちで判断をしていいということになってございます。

○柚木部会長 よろしいですか。

○岩丸臨時委員 ありがとうございます。

○柚木部会長 ほか、ございますか。津田委員、お願いいたします。

○津田臨時委員 これは岩丸さんに聞いた方がいいかもしれないんですけども、非定形BSEというのは、これから先はその症状を示してなければ検査することはないので、なかなか見付けてこないということになるんでしょうか、それとも、これまで非定形BSEで日本で見付かったものについても全て症状はあったということなんですかね。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

日本で見付かったものについては、これは死亡牛で見付かったものと、あとはいわゆる全頭検査ですね。と畜場における全頭検査で見付かったものだったと記憶しています。

ですので、そういう面では見付からなかったということなんですが、今の基本的な非定型であっても、ある程度年齢がたって、高いところでBSEの疑いということで、最近のものは見付かっておるところですので、基本的にそれで引っかけるということになるんじゃないかと考えています。

○津田臨時委員 それだったら全くマスクされるというわけではないんですよ。届出に入っていないなくても、検査としては引っかかってくる可能性はあるということですね。

○沖田動物衛生課長 はい。

○柚木部会長 ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○沖田動物衛生課長 筒井委員、お願いいたします。

○筒井臨時委員 ありがとうございます。

原文をちょっと読んだわけではないので、少し確認なんですけれども、9ページのところの改正後のお話なんですけれども、四つの区分の①から④という牛についての記載があります。その中で、BSEの検査の実施を検討する必要があるというふうに日本語で書きになられているんですけれども、この「検討する必要がある」つまり、これをやらなければならないという意味ではなく、検討する必要があるということで、どこまでのこのいわゆるOIEコード上の規定を厳密に実施する必要があるというふうに解釈すればいいんでしょうか。ちょっと、もしお分かりになれば教えてください。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

BSEのその検査の実施を検討するというところでございます。この意味が、私が説明した各国がリスクに応じて検査、どのような検査を行うかということについて自ら判断するというところでございます。ですので、必要であれば例えば特定症状牛については全頭検査するとか、そういったことは自らの判断において決定するということですので、その際にこの四つの区分ですね。この四つの区分を踏まえて、どれをどのレベルまでやるのかということについては各国が判断するということです。検討するというのは、そういうことであるというふうに我々理解しています。

○柚木部会長 よろしいですか。

○筒井臨時委員 はい、分かりました。じゃ、飽くまでこれは考慮事項という理解でよろしいということですね。

○沖田動物衛生課長 はい、おっしゃるとおりです。

○筒井臨時委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○柚木部会長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、中島委員、続けて小田委員、よろしくお願いします。

まず、中島委員、お願いいたします。

○中島臨時委員 中島です。

聞き漏らしていたら申し訳ありませんが、非定形BSEの人の感染リスクというのは、どんなふうに整理されているんでしょうか、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

非定形のBSEに関しましても、まず、この非定形のBSE、これは定型とは違って、

年の高齢の牛に出るということで限られているということ。

それから、最初の資料1－1の非定型を御説明をした8ページのところに書かせていただいておりますけれども、非定型のBSE、実験室レベルでは経口摂取による感染が確認されているが、適切な飼料規制によって感染経路の遮断は可能ということで、この現在の飼料規制を行うことによって、この非定型BSE自体もきちっと、広がるようなことはないうということになってございますので、広がらない限り、人へのリスクについてもこれはきちっと管理されているというふうに考えているところです。

○柚木部会長 よろしいですか。

○中島臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○柚木部会長 それでは、小田委員、お願いいたします。

○小田臨時委員 この9ページの改正後の部分の①から④、これが今後の対象牛の定義ということにつながるんだと思うんですが、これらの症状が特定症状だとか、又は特にと畜場での生前検査における神経症状については獣医師が行う臨床検査をもって、それで判断することをベースに今後考えていくことになるのか、その辺を詳しく教えていただければと思います。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

この症状がある牛というのをよりターゲットにしたサーベイランスに変わっていくということですので、症状を捕まえるというのが非常に重要になります。

生きているうちは、こういった症状につきましてはやはり確認ができるので、それはそれで大丈夫だと思います。その場合には、例えばと畜場であればと畜前の検査とか、それからといった形で獣医師あるいは検査員による検査というものがあります。

それから、農場において症状牛が見付かる場合には、当然その獣医師さんの確認ということになろうかと思いますが、恐らく難しいのは、その死亡してしまったものについてだと思います。死亡してしまったものについても、やはり生前の履歴というものを確認することが疑いがある死亡牛というのを捕まえるのに非常に重要になると思いますので、そのための確認ということになりますと、これはやはり獣医師さんだけではなくて、やはり農家、生産者の方の日々の観察からの報告とか、そういったものも必要になろうかというふうに考えています。

○柚木部会長 よろしいですか。

○小田臨時委員 では、今までは常に月齢で区切って、ランダムにその月齢対象牛は検査

してということでしたけれども、今後は生産農場への追跡調査だとか、そういう確認行為で、現場サイドでは作業が増えるというか、新たな作業が生じるという理解でよろしいのでしょうか。

○沖田動物衛生課長 サーベイランスのデザインをどういうふうにするかというのは、これからの検討になろうかと思いますが、そういった履歴を確認をしていただくというのがより重要になってくるというのはおっしゃるとおりだと思います。

○小田臨時委員 分かりました。ありがとうございました。

○柚木部会長 ありがとうございます。

ほかは今のところ大丈夫ですかね。手は挙がっていませんか。

○沖田動物衛生課長 中島委員、挙手されておられますが、先ほどの御質問で終わりということでは、改めての挙手でしょうか。

○中島臨時委員 済みません、手を下ろし忘れていました。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

○中島臨時委員 済みませんでした。

○柚木部会長 それでは、大分御質問等を頂きましたので、一応この件につきましては1回ここで切らせていただきまして、次の議事の方に入らせていただきたいと思います。

これは諮問事項でございますけれども、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等についてということでございます。

本件につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。大倉さんですね。よろしくをお願いします。

○大倉室長 まず初めに、途中参加となりまして、所用により席を外してございました。申し訳ございませんでした。

あと、併せて、私7月4日付けで星野の後任として家畜防疫対策室長になりました大倉です。ここ、部会の先生方、過去、私も動物衛生課在籍時にいろいろお世話になった方もいっぱいいらっしゃるので、お久しぶりの方もいっぱいいらっしゃるので、また引き続き、まずよろしくお願いします。

では、次の議事になりますが、まず私の方から資料2、それから資料3、続けて御説明させていただきます。諮問の具体的な内容についての御説明になります。

まず初めに、資料2、御覧ください。

こちらにつきましては形式的なものにはなりますけれども、食料・農業・農村政策審議

会に対しての農水大臣からの諮問ということで、諮問意見を求めるというものになります。

中身的には、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等についてということになります。この改正等の「等」の中身は関係省令ということの等になります。

続きまして、資料3に入ります。資料3が3-1、3-2、3-3と3種類ございます。まず、資料3-1でございます。

実際の防疫指針等の見直しについての内容、概要を説明した資料になります。

まず最初、1点目、背景・経緯になります。（1）特定家畜伝染病防疫指針につきましては、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされております。

今般、先ほど説明ございましたけれども、国際獣疫事務局総会において、BSEに係る国際基準の改正が採択されたところでございます。この改正により、BSEに関するOIEステータスの維持に必要なサーベイランスに関する基準が見直されたほか、BSEの無視できるリスクの国、これは日本が位置するステータスでございますが、この疫学関連家畜の範囲が併せて見直しされましたことから、我が国のBSEに関する関係省令及び防疫指針について所要の変更を行うこととしたいとするものになります。

2番の具体的な変更の方針の案についてです。このコードの改正を踏まえまして、以下のとおり改正することとしたいとしてございます。

まず1点目、これは省令関係になりますが、家畜伝染病予防法施行規則、それから牛海綿状脳症特別措置法施行規則という二つの法律にぶら下がっている省令改正になりますが、これまで設けられておりました死亡した牛の届出月齢及び検査対象となる月齢の制限を、このコードの今回の改正に沿いまして撤廃するというものになります。

あとは、具体的な運用を定めてる2点目BSEに関する防疫指針について、以下のとおり変更するとございまして2点変更箇所がございます。

1点目が、BSEサーベイランスの対象となる牛の区分を見直すこと。2点目がBSEの患畜と同居、かつ同じ飼料を給餌されていた牛については、今後はBSEの疑似患畜としないとするものでございます。

本日になって、済みません、急遽差し替えさせていただきましたけれども、資料の方、差し替えていただきましたけれども、さきにお配りさせていただいたところは、この②の部分、「患畜と同居あるいは」となっていたところでございますが、これが患畜と同居し、

なおかつ同じ飼料を給餌されていたというところになりますので、この「かつ」の部分が変更で差し替えさせていただいてございます。

それから（３）でございます。これはまた別の法律に基づく計画というものになりますが、この改正におきまして、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき定められた牛海綿状脳症対策基本計画については見直さないこととしたいとするものでございます。

この基本計画につきましては、後ろに参考資料３として付けさせていただいております。大きな、これは牛海綿状脳症に対する大方針、基本的な方針を定めておりますので、今回のものについて根本的な方針自体は変わらず、運用変更ということになりますので、本基本計画については見直さないこととしたいとしておるものでございます。

３番、今後のスケジュールでございます。１点目、プリオン病小委におきまして、ＢＳＥに関する関係省令及び防疫指針の見直しの方針について議論を行います。その次、都道府県への意見照会とパブリックコメントを行います。その後、その結果を本家畜衛生部会に報告させていただきまして、諮問について答申を得られました場合、速やかにこの関係省令と防疫指針を変更するという事で、このスケジュール自体は９月上旬をめどに進めさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、資料３－２にございます横のポンチ絵になります。これは具体的にこの防疫指針変更してどういう形でサーベイランスが変更になるかということを表したものになります。ＢＳＥサーベイランスの今対象となる牛ということで、改正前、左側部分でございますけれども、現在定められている検査対象牛というのが大きく分けて三つのカテゴリーになってございまして、まずは全ての月齢に対して特定症状を呈する牛というものを対象にしています。特定症状はここ、注書きにございます。これはＢＳＥに特定して生じやすい症状というもので、これは全ての月齢に対してサーベイランスを行うこととしてございます。

それから、二つ目のカテゴリーですが、これは月齢の制限を区切ってございまして、４８か月齢以上で起立不能を呈し、かつ進行性の神経症状を呈する牛としてございます。

下に括弧で書いてございますが、これは省令上規定されているものなのか防疫指針で運用上やっているものかの違いでちょっと書き分けたものでございますが、下の括弧の部分は防疫指針で運用上必要とされた場合にやっていただくというカテゴリーのもので、４８か月齢未満のものであっても、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又は淘汰された牛ということで、歩行困難や起立不能を呈したもので、防疫員が必要とされた場合はこれも検査対象

としているものでございます。

それから、三つ目の大きなカテゴリーで、96か月齢以上の一般的な死亡牛。これは特段症状とかの規定なく、単に死んで高齢であったもの、96か月齢で以上で単に死んだものについても、これまで検査対象としてきたというものになります。

これが今回のBSEコードの改正を受けまして、右側、改正後ということで、こんな形での変更を考えたいとしているものでございます。

一つ目、これは大きく大きくくりで言うと、1個のカテゴリーに集約されることになるのかなと思ってございます。全体が、まず月齢の制限というものが、先ほどのコード改正の説明でありましたけれども、月齢という区分をなくして全月齢を対象にしていくというもので、さきのもともとあった特定症状というものはその点では変更はないということになります。

もともとあった二つ目のカテゴリーの48か月齢といったところが区分がなくなりまして、これが全月齢を対象にしまして、それから症状ですけれども、この特定症状以外ではあってもBSEが否定できない症状を呈する牛と、ちょっと難しいんですけれども、これって具体的にどんなことかというのが注「※2」ということで幾つか例が書かれてございます。犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状が見られるもの。BSEの特定症状ではないけれども、何らかの異常、歩様異常等が見られているものに関しては、このカテゴリーに入れるというものでございます。

ただし、この括弧の中ですが、感染症、代謝性、外傷性の一般的な理由で説明できるものを除くでございます。これは、明らかに例えば起立不能であっても、けがして立てなくなっているみたいな明らかなものについてはこの対象としないというものでございます。これが今回のコード改正に伴って除かれる部分ということになるかと思えます。ですので、自主的な変更という面は月齢がなくなったというところでありまして、症状についてはより明らかに除けるものは除くということで絞り込みがされたというような形になってございます。ということで、症状をベースとした、よりリスクベースで標的を定めるという改正になってございます。

一番下、もともとあった96か月齢以上というカテゴリーは今回、単に症状を伴わないものについては廃止するというので改正案になってございます。

続きまして、次の3-3になります。今回の先ほど3-2で説明した改正案のベースになっているOIEコード改正の概要について、先ほど沖田課長の方からも説明ありました

けれども、上半分のところがそのサーベイランスの今回のコードの改正概要になります。

それから、もう一つ今回の改定の大きな2点目でございます疫学関連牛、要は疑似患畜の範囲を日本で決めているところの大もとになるコード改正についてです。これについては、上半分のサーベイランスのところは先ほどの沖田課長からの説明でもありましたとおりですので、ここは多少省かせていただきたいと思います。もともとあった月齢が定められているところを、月齢をなくしまして、症状ベースに四つの区分で検査対象とするというのがこのサーベイランスの変更になります。

下半分のところの疫学関連牛でございます。これはBSE感染牛が確認された場合、疫学的に関連する牛というものを定義してございました。これは具体的に①、②と左側の下でございますけれども、①満12か月齢になるまでの間に、これは当該地区ですね。感染牛を指しますけれども、その感染牛が満12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内のBSE感染牛と同居したことがあり、ごめんなさい、感染牛ではなくて、ある牛が12か月になるまでの間に、この12か月以内のBSE感染牛と同居したことがあり、かつ当該感染牛と同じ飼料を給与された牛というのが1点目。

2点目で、ただしとあるんですが、飼料の給与状況について調査結果が得られない場合は、当該感染牛が生まれた牛群において、当該感染牛の出生日の前後12か月の間に生まれた牛ということで、2点目は必ずしも同じ餌を食べたかどうかというのが追跡できないということもございます。給与記録が必ずしも残っていないというような国もございましたので、そういった国においては、もう少し幅広く取るということで、感染牛の生まれた年の前後12か月、要は幅で言うと2年間の幅ですね。感染牛の生まれた前後1年間の間に生まれた牛群、同じ牛群の牛たちを疫学関連牛とするということになります。

この疫学関連牛とされたものについては、移動を制限するとともに、死亡またはと畜された場合は完全に廃棄するということが定められてございました。

今回のコード改正でそれがどうなったかといいますと、右側でございます。今回の改正で、このステータス認定要件の中から疫学関連牛に関する規定が削除されました。この削除された背景としては、過去のサーベイランスデータを見直した結果、疫学関連牛と定義されていた牛については、他の牛と比べてもBSE陽性牛が極めて少ないこと、並びに飼料規制や特定危険部位の除去等の措置が効果的に実施され、サーベイランスが機能しているのであれば、全ての疫学関連牛を完全に廃棄しても追加的なリスク低減効果をもたらさないためと説明されてございます。

この改正を受けまして、先ほど資料1で御説明したところでございますけれども、今後、日本国内での運用上、これまで疑似患畜としてこのBSEコードでいう疫学関連牛というのは日本では疑似患畜と定めまして、殺処分の対象にして検査をしてございましたけれども、今後はこの疫学関連牛、すなわち日本でいう疑似患畜という定義の中から、この疫学関連牛、同居して同じ飼料を食べた牛というものについては除くというような方向性で改正を行いたいと考えてございます。

これにより、当初36事例、国内で出ていたときに、平均的にはもう数十頭疑似患畜というものが出てございましたけれども、多い事例でいうと100頭を超えるような疑似患畜というのもあった事例ございます。そういったものが今後この疫学関連牛というものが除かれることになって、当該牛、仮に感染牛が出たとしても、そういった大きな大量の殺処分を伴うような疑似患畜の摘発ということ、それから同じ飼料を食べたかどうかの追跡調査、そういったものがなくなっていくという改正の方向で考えてございます。

資料の説明、以上になります。

○柚木部会長 ありがとうございます。

今、説明いただいた内容につきまして、委員の皆さんの方から御質問とか御意見等あれば、お願いをしたいと思います。いかがですか。

それでは、木村委員、お願いいたします。

○木村臨時委員 済みません、ちょっと聞いていて分からなかったところなんですけれども、例えば起立不能を呈し、BSEらしい挙動する牛というのはどれくらい、結局はゼロなんですけれども、結構そういうのがあるんだけれども調べるとないというか、そこら辺はどういう状況なんでしょうか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

資料1-1の2ページを見ていただきますと、BSEのステータスを維持するためにこれまで検査をしてきた実績がございます。左の下のところです。一般的な死亡牛は1万3,700頭、それから歩行困難や起立不能が7,800頭、特定症状牛17頭ということで、こういうサーベイランスをやってきております。このサーベイランスにおいて、これまで2002年以降、BSEの牛は1頭も見付かっていないという状況でございます。

○木村臨時委員 よろしいですか。

○柚木部会長 はい、どうぞ。

○木村臨時委員 ありがとうございます。それで、比較的、だからある、それらしき様子

の牛はいるということという認識でいいですか。時々出るという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○沖田動物衛生課長 はい、疑いのある牛というか、その症状の出る牛は1年間でもこのくらい、歩行困難、起立不能でも7,800というのがありますので、一定程度は疑いの牛はいるというのは間違いないと思います。

○木村臨時委員 なるほど。少し気にかかったのが、今までは一定数を検査しないといけないということだったのが、それが外れることで、その飼われている方とかその検査とか、飼われている方、流れがまたよく分からないですけれども、飼われている方が異常だと認識すれば家畜防疫員ですか、獣医の先生にお声がけして診ていただくという、そういう流れなのかと認識しておりましたけれども、これからは飼われている方の意識というか、その認識とか判断で連絡しないケースもあるということになれば、例えば現状はそんなにもう心配ないぐらいなんですけれども、仮に何かもしも新しく新たにまた起こったときの、その気付くのが遅れるというか、その辺の方法、定期的な家畜防疫員とかの巡回というんですか、そういうのと並行してこういう改正をするとか、そういうのは大丈夫なのかしらというふうに思いました。

済みません、長々と。

○柚木部会長 よろしいですか。お願いします。

○大倉室長 これまでもそうなんですけれども、死亡牛というのはいきなり死んでいるわけではなくて、やはり何らかの症状を示して死亡するという経過をたどるんですけれども、ほぼその前段で、起立不能になった段階で農家さんって大体獣医師を呼びます。NOSA Iの先生であったり。そのときに、まず診療を行う獣医師が診ているということ、ございます。

その後、経過悪化して死んでしまったときに検査に回すというような工程を経るんですけれども、もちろんそういった工程を取らないまま短期的に死んでしまって、後で獣医師さんを読んで死体を検案するというようなことも生じ得ます。

ただ、当然農家さん、おおむね共済とか保険ですが、そういったものに入っている方がほとんどですし、そういったものを申請する際、共済の先生を当然お呼びして検案というものもやりますし、そのときにどういう症状があったのかというのの聞き取りなんかも行います。

あとは、もちろんBSEを疑うような症状があれば、その獣医師さんが直接診たり、あ

るいは聞き取りにより疑われるようなときがあれば、もちろん家畜保健衛生所の方への通報というのも当然ながら行われることになります。それは改正した後だろうが前だろうが、それは変わってございません。

ただ、今回何が変わるかというところ、より症状を絞り込みというところになりますので、そういった点で何が違うかというところ、農家さんのより観察していただくというところはもちろんより注意が必要などころではあるんですけども、検査をしないでいいとされている、今回一般的な理由で説明できるものを除くとされているところですけども、ここは獣医師により何らかの診断がなされていて、明らかにこの病気だ、明らかにこういうけがだということが分かっているものは検査しなくていいよとなっていますので、これは獣医師の診断が伴うということを前提として検査をしないでいいということを考えてございます。

○柚木部会長 よろしいですか。

○木村臨時委員 はい、ありがとうございます。

改正後の方に家畜防疫員という言葉がなかったことと、何かこの変更によって監視が甘く、監視というか、そういうのが甘くなるかどうかというのを確認したかったためです。

以上でございます。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

サーベイランスのデザインについてはこれから検討、どのようにやるか検討したいと思いますが、その中でそういった漏れがあるとか、そういうことにならないように、動物衛生課の方からきちとした指示というかはしていきたいというふうに考えています。

○柚木部会長 日高委員、お願いいたします。

○日高臨時委員 今のに関連してお聞きたいんですけども、先ほどのこの9ページの一般的な死亡牛というのがありましたよね。さっき課長がこれを、2ページですね。これは改正になったら、ここのところの今まで検査した一般的な死亡牛というところが9歳以上もなくなりますよね。7歳から9歳のところも、ここも一般的な死亡牛というのは除去される。今までやっていたのが、しなくてもよくなる可能性が高いということと取ってよろしいですか。

○沖田動物衛生課長 ここに一般的な死亡牛が書かれていますけれども、基本的に本当に何の疑いもなく死んだものについては、これはやっぱり外れますので、この1万3,000頭あるところが相当程度減るというのは考えられますが、ここがゼロになるかどうかは今度

は一般的ではなくてやっぱり症状があつて死んでしまったもの、これはきちっと全頭、全月齢引っかけることになりますから、このうちどのくらい減るかというのはちょっと蓋を開けてみないと分からないところはあるんですが、全く全部なくなるのではなくて、やっぱり症状のある、疑いのあるものは死亡牛であつてもちゃんと見ていくということになります。

○日高臨時委員 私が聞きたいのは、今までO I Eにこういう感じでポイント制を出していたわけですね。今度改正されることになってきたら、先ほど言った96か月以上を検査しないということですね。ここの隣の歩行困難、起立不能牛というのは、やはりここにある症状が出ているから検査しているわけですね。

私の聞きたいのは、この一般的な死亡牛というのはこの年齢でポイント制があるために今までやっていた結果なのかなということをお聞きしたかったんですけども。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

死亡牛って全頭、今96か月以上のやつは全部検査しているわけなんですけれども、これって症状とか全く見てないんですよ。本当に、死んじゃった、では検査しましょうという感じなんですけれども、その部分の中から96か月以上であってもやっぱり疑いのあるやつは検査をしますんで、そこは見てやるということになるので、1万3,000が丸々全部ぽんと落ちるということではないということです。

○日高臨時委員 はい、分かりました。

○柚木部会長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

では、加藤委員、お願いいたします。

○加藤（道）臨時委員 サーベイランスの対象となる牛の変更については、現場の酪農家としては賛成いたします。

どうしてかという、やっぱりこれは長年にわたって飼料規制と検査を継続的にやってきたおかげかなと思っております。現場としては、B S Eって過去の病気だよねというのが本当のところかなと思います。若い人たち、B S Eって知らないんですよ。年配の方だけなんです、もう。なので、こういうふうな症状が現れたものだけ検査するというのは大変合理的でよろしいかなと思います。是非、前向きに進めていただきたいなと思っております。

以上です。

○柚木部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。我々も同じ考えですので、それで進めたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

○柚木部会長 ほか、ございますか。

それでは、よろしいですかね。

それでは、この諮問の案件でございますけれども、当部会の所掌事務の中で、プリオン病に係る専門的又は技術的な事項を審議する必要があるというふうに思いますので、今後、先ほどもお話ありましたけれども、プリオン病小委員会の方で御審議をしていただければというふうに思いますが、そういう取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、異議がないようですので、事務局の方でそうした形で進めていただくようお願い申し上げたいと思います。

それでは、その他ということで、家畜衛生に関する内容につきまして、この機会に委員の皆さんから御意見とか御質問とかあればお受けをさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、御質問等もないようでございますので、一応この部会の方、審議の方はここで終了させていただければと思います。

あと、事務局の方に進行をお返しさせていただきます。よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 柚木部会長、進行ありがとうございます。

今日決定いただいたように、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等についての諮問につきましては、今後、プリオン病小委員会で御議論いただきたいというふうに思います。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、本日は熱心な御議論を頂きまして、どうもありがとうございました。

ここで閉会としたいと思いますので、閉会に当たりまして審議官の熊谷の方から御挨拶を申し上げます。

○熊谷審議官 本日は大変熱心な御議論を頂き、ありがとうございました。

また、本日御議論いただいた内容、特に加藤委員からもお話があったように、このBS

E、2001年の9月に初めて日本で確認されて以降、直ちに飼料規制等の対策を取って、先ほど局長からの話にあったとおり、2002年生まれの牛を最後に、正に我が国での発生は止まっているという状態でございます。

それは、ひとえにやっぱりSRMの対策であったり、飼料規制であったり、さらにやっぱりサーベイランス、この部分がとても大きいと思います。たくさんの方々の御努力、協力の下で今のステータスが維持されている状態でございます。

そういった意味では、プリオン病の小委員会の委員の皆様方から専門的な立場から御議論いただくとともに、特に死亡牛検査に当たってきた都道府県からの意見も伺いながら、引き続き適切なBSE対策をするとともに、適切なサーベイランスを、また意味のある形で有効なサーベイランスを実施していきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御助言を頂きながら、よりしっかりとしたBSE対策をして、また国産の牛肉、また輸出に向けて取り組んでいければと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

○沖田動物衛生課長 それでは、これをもちまして第61回家畜衛生部会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

ウェブ参加の委員の皆様、どうもありがとうございました。

午後4時41分 閉会